



労働者派遣事業報告書の記載方法

令和7年4月

岩手労働局需給調整事業室

1. 事業報告等

- 派遣元事業主は、下記の報告書類を、それぞれ定められた期限までに事業主管轄労働局に提出する必要があります。

※労働者派遣事業報告書の提出期限は、年度報告及び6月1日現在の状況報告とともに、毎年6月30日となります。また、法第30条の4第1項の労使協定を締結した派遣元事業主は、6月1日の時点で有効の当該協定の写しを添付しなければなりません。

報告内容	報告の単位	提出期限
労働者派遣事業報告書(様式第11号)	事業所ごと	毎年6月30日
労働者派遣事業収支決算書(様式第12号)	事業所ごと	毎事業年度経過後3ヶ月以内
関係派遣先派遣割合報告書(様式第12号-2)	事業主	毎事業年度経過後3ヶ月以内

2. 労働者派遣事業報告書(様式第11号)について

各派遣元事業主の事業所ごとの毎事業年度における業務の運営状況及び毎年6月1日現在の業務の運営状況の2つの内容について、報告を求めているもの。

- ◆ 年度報告(様式第11号 第1面～第6面)については、派遣元事業主における事業年度(事業主ごとに定められた決算期に基づく)の事業報告であって、派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金・賃金の額、労働者派遣事業の売上高、キャリアアップに資する教育訓練の実施状況等としています。

- ◆ 6月1日現在の状況報告(様式第11号 第7面～第9面)については、毎年の6月1日現在(令和7年については6月2日)の派遣労働者が従事する業務別の派遣労働者の数等の状況としています。
- ◆ 派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成し、とりまとめの上、正本1部及びその写し2部を提出お願いいたします。

提出期限

「年度報告・6月1日現在の状況報告」の提出期限は、派遣元事業主の事業年度の終了の日の属する月の翌月以後最初の毎年6月30日となります。

例：事業年度が6月に終了する派遣元事業主については、令和7年6月30日までに提出すべき事業報告書は、令和(7-1)年つまり令和6年6月に終了した事業年度についての事業報告を提出することになります。

<記載例>

この報告書では、【会社の事業年度の事業の状況】・【6月1日現在（令和7年については6月2日）の状況】を報告していただきます。事業所ごとに3部作成し、6月中に提出してください。
※実績がない場合も、第1面から第9面まですべて提出が必要です。

様式第11号（第1面）

※労使協定方式を採用している場合は、労使協定書（及び労使協定において就業規則等の他の規則を参照している場合は、該当箇所の写し）を1部添付してください。

事業所枝番号は、許可証に記載されています

（日本産業規格A列4）

許可番号	派03-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成00年00月00日

更新年月日ではありません

労働者派遣事業報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

令和7年6月〇日

厚生労働大臣 殿

株式会社 岩手労働局
提出者 代表取締役 労働 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)		かぶしがいいしゃ いわてろうどうきょく	
1 氏名又は名称		株式会社 岩手労働局	
2 住 所		〒（〇〇〇－××××） 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号（登記簿に合わせる）（△△）〇〇〇〇－××××	
(ふりがな)		ろうどう たろう	
3 代表者の氏名 (法人の場合)		労働 太郎	
(ふりがな)		かぶしがいいしゃ いわてろうどうきょく かいがんしてん	
4 事業所の名称		株式会社 岩手労働局 海岸支店	
5 事業所の住所		〒（〇〇〇－××××） 宮古市海岸1-1-1（ビル名階数等まで）（△△）〇〇〇〇－××××	
6 大企業、中小企業の別		1 大企業 ② 中小企業	
7 産業分類		名称 受託開発ソフトウェア業 番号 3911	
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
9 民営職業紹介事業との兼業		① 有 2 無	
10 親会社の名称		株式会社 厚生労働省 職業紹介事業の許可を受けているかどうか	
①労働者派遣事業の許可番号		派13-000000	
②民営職業紹介事業の許可・届出番号		13-1-000000	
11 請負事業の実施		① 有 2 無	
12 備考		担当者名：〇〇 〇〇 連絡先：〇〇－〇〇〇〇	

※労働局記入欄

I 年度報告

㊦㊦通算雇用期間 → 派遣元での通算雇用期間
㊦㊦同じ職場に1年以上派遣見込み → 報告対象期間末日現在、派遣している組織単位（課やグループなど）での通算の雇用契約の期間。
（例）3月末決算の場合で、令和7年1月に採用された派遣労働者が、1年間の雇用契約を締結。
派遣元での通算雇用期間は3ヶ月だが、同じ職場に1年の派遣見込みがあるため、㊦「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と㊦「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」(㊦の内数)に計上する。

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年㊦㊦派遣労働者	うち同じ職場に1年㊦㊦派遣見込みの者	通算雇用期間が1年㊦㊦派遣労働者	うち同じ職場に1年㊦㊦派遣見込みの者
①全労働者	100				
②派遣労働者総計	40 (=a+b)	30(a)	20	10(b)	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10		
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※		—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

派遣の実績がある場合記載する(事業所毎の売上高)
40,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上

請負の実施「有」の場合記載する。
10,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

--

(5) 派遣先に

①派遣先事業所数（実数）

8

報告対象期間内の派遣先事業所数を計上。実績がない場合は「0」と記載する。

報告対象期間内に締結した個別契約の延べ件数を派遣期間別に計上する。
3月末決算の場合、R7.4.1からの派遣をR7.3月中に締結した場合は、今回の事業報告に含める。

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え1年以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15		5	3	1	1	10	15		

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容	教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ	5	腰痛防止教育	1	1	10	1
ロ	6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	10	1
ハ	7	危険予測訓練	1	2	10	2
ニ						
ホ						

労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項の教育について記入する。
また、第8号については、該当する教育を行った場合は具体的な内容を記入する。

労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第8号までの該当する番号（1～8）を記入する。
労働安全衛生法第59条第2項該当は「9」、同条第3項該当は「10」を記入する。

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
株式会社A	岩手県盛岡市
株式会社B	岩手県滝沢市
株式会社C	岩手県宮古市
D市役所	岩手県北上市
有限会社E	秋田県秋田市

所在地は区市町村まで記載する。

派遣実績がない場合○印を記載する。

②その他の教育訓練（①及び（11）に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ	コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ						
ハ						

報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者の人数(雇用安定措置を講じなかった者を含む)

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）
5	4	4	2

報告対象期間内において雇用安定措置の区分ごとに講じた派遣労働者の延べ人数

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への 直接雇用の依 頼）を講じた 人数	うち、派遣先 で雇用された 人数	第2号の措置 （新たな派遣 先の提供）を 講じた人数	うち、新たな 派遣先で就業 した人数	第3号の措置 （派遣元で派遣 労働者以外の労働 者として無期 雇用）を講じた 人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4 号までのいずれ の措置も講じな かった人数	備考
							教育訓練（雇 用を維持した ままのものに 限る）	紹介予定派遣 （※2）	左記以外のそ の他の措置		
無期雇用派遣労働 者は含めない。											
計	30	4	3	15	5	8	6	2		2	
3年見込み	3	2	2	1		1					
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1				
1年半から2年未満見込み	5			2		2	1	1		1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1			
1年未満見込み（※1）	10	1	1	6	2	2	1				

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中

※2 （7）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数で

第2号の措置には、有期雇用派遣労働者を無期雇用とした後、新たな派遣先へ就業させた場合や、再び同じ派遣先へ就業させた場合も含まれる。

派遣元が実施する民営職業紹介をした場合に記入する

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**(給与、交通費、賞与など労働の対価。諸手当を含む)を**総労働時間で除したものに8時間**を乗じた金額を記入する。*** 賃金、総労働時間いずれも有給休暇分を含む**

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金
(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入する。(対象者がいない場合は空欄)

複数の業務に派遣されている者は、 主たる業務 にのみ記入する。	派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	14,000	13,000	13,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	20,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
・								
・ (略)								
・								
・								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								
・								
・								
・ (略)								
・								
・								
99 分類不能の職業								

業務ごとの合計
業務の数
=全業務平均 (小数点以下四捨五入)

例:派遣料金(消費税を含む)
派遣労働者平均 18,667=(30,000+12,000+14,000)÷3
(↑四捨五入した金額)
無期雇用派遣労働者 22,000=(30,000+14,000)÷2
有期雇用派遣労働者 20,500=(29,000+12,000)÷2

派遣先から得た
[派遣料金]の総額
×8時間
派遣労働者の
総労働時間
全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、
それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

派遣労働者の
[賃金]の総額
×8時間
派遣労働者の
総労働時間
全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、協定対象
それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載する。
※職業分類については、総務省ホームページで検索できます。

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入する。

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	18,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

報告対象期間内に日雇派遣をした場合に記載する。
(日雇派遣の禁止の例外については許可・更新等手続きマニュアルP52参照)

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

(提供方法は複数選択可)

マージン率等(※)については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】
(※)事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、教育訓練、労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間)(注)下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、インターネットによる情報提供は必要となる項目です。

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

「キャリアコンサルタント以外の担当者」については、必ず「職務経験あり」か「知見あり」のいずれかに記入する。

「職務経験あり」

- 人事部門で3年以上の経験がある
- 過去にキャリアコンサルティング経験がある 等

「知見あり」

- キャリアコンサルティングの知識を有する

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

報告対象期間中の派遣労働者の人数 [全派遣労働者数 ≥ 実施を希望した者の人数 ≥ 実施した者の人数]

1、2、3 いずれかに○
その番号ごとに
報告書(6面)を別葉で作成する。
※該当のない番号の報告書(第6面)は、提出する必要はありません。

③ キャリアアップに資する教育訓練 ① フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等 報告対象期間中の人数		対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なものの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	
		(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他) (下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)								
		1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練														
(イ)	新規採用者訓練	1 10				40 10				1 備考	1	1	1	
(ロ)		4時間	4時間×10人							備考				
ロ 職能別訓練														
(イ)	システム設計・技能研修	2 10	2 10	4 5	4 5	40 10	40 10	20 5	20 5	1 備考	1	1	1	
(ロ)	OA機器操作訓練	2 5	2 5	4 3	4 2	20 5	20 5	12 3	8 2	2 備考	1	1	1	
ハ 職種転換訓練														
(イ)	ワークスタイル多様化研修		2 10	4 5	4 5		20 10	10 5	10 5	1 備考	1	1	1	
(ロ)										備考				
ニ 階層別訓練														
(イ)	リーダー就任研修		4 10	4 5	4 5		20 10	10 5	10 5	1 備考	1	1	1	
(ロ)		各項目いずれかの番号を記入する。								備考				
ホ その他の教育訓練														
(イ)	ビジネススキル研修	2 5	2 5	3 3	3 2	5 5	5 5	3 3	2 2	1 備考	3	1	1	
(ロ)	厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練とは『訓練の方法→1または2、訓練費負担→1、賃金支給→1』の場合													
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)						105	105	55	50	1～3年目のaの合計(c)				265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)						10	10	5	5	1～3年目のbの合計(d)				25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の平均実施時間(a÷b)						10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)				10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)										1,500				

各項目いずれかの番号を記入する。

厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練とは『訓練の方法→1または2、訓練費負担→1、賃金支給→1』の場合

実人数

小数点以下切り捨て

教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載する。

様式第11号（第7面）（第8面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

令和7年については、実際に6月2日に派遣した労働者の実人数を記入する。（第14面記載要領1を参照）

* 当日稼働していない者（有給休暇を含む）は除く

* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入する。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

計算例
協定対象の無期雇用派遣労働者 <①の合計>25+2=<②の合計>20+2+5=27

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
令和7年6月2日に実際に派遣された労働者（日雇以外）の実人数	42	25	25	6	2	2	9	9

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
・					
・ (略)					
・					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
・					
・ (略)					
・					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
・					
・ (略)					
・					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
・					
・ (略)					
・					
99 分類不能の職業					

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記入する。

日本標準職業分類（中分類）に基づく職種別に算出して記載する。
※職業分類については、総務省ホームページで検索できます。

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入する。

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
3	3	3		

事業所ごとに特定製造業務への労働者派遣の届出が必要です。届出が無ければ「物の製造の業務」へ派遣はできません。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号（高齢者）	2		2
法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）			
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）			
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替）			
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替）			

様式第11号 (第9面)

〈第9面⑤⑥⑦〉
実際に6月2日に派遣した日雇労働者の実人数を記入する。
* 当日稼働していない者は除く
* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入する。

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ～ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ～ iv の合計)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4－1 情報処理システム開発	2	
4－2 機械設計		
4－3 事務用機器操作		
4－4 通訳、翻訳、速記		
4－5 秘書		
4－6 ファイリング		
4－7 調査		
4－8 財務		
4－9 貿易		
4－10デモンストレーション		
4－11添乗		
4－12受付・案内		
4－13研究開発		
4－14事業の実施体制の企画、立案		
4－15書籍等の制作・編集		
4－16広告デザイン		
4－17OAインストラクション		
4－18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4－19看護業務		

第9面⑤の人数のうち、
「i ～ iv に該当しない者」欄の
日雇派遣労働者は、必ずいずれかの業務に該当する
複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に記入する。

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月2日現在の登録者数
(6月2日当日に派遣されている者
を含み、かつ、1年以内に派遣され
たことが無い者を除く)
※登録制度のある事業主のみ

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月2日の派遣労働者(第7面①の人数)についての加入状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含める